

広報上天草【号外】（令和8年9月1日発行）

7月28日に発生した令和8年熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたび、広報上天草では、災害支援情報等を号外として皆さまにお知らせします。今後も引き続き、広報、市ホームページ、公式LINEなどでさまざまなお知らせをお伝えしていきます。

り災証明書および被災証明書の発行について

今回の地震により家屋や家財などに被害を受けた人に対し、「り災証明書」および「被災証明書」を交付します。

▼申請方法

■り災証明書（住家）

り災証明書交付申請書に必要事項を記入し、申請窓口に提出してください。

※自己判定方式による申請（被害の程度が軽い場合）

自己判定方式（一部損壊）を希望される場合は、被災箇所の写真を提出いただくことで、現地調査を行わず証明書の交付を行います。

■被災証明書（事務所、店舗、空き家などの住家でない家屋、家屋以外の構築物、車両、家財など）

被災証明書交付申請書に必要事項を記入し、被害を確認できる写真（数枚）とともに、申請窓口に出してください。

▼申請窓口

大矢野窓口センター、松島庁舎市民課、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所

▼問い合わせ先 税務課固定資産係

☎0964（26）5520

住宅の応急修理について（要り災証明書）

被災した住宅が罹災証明書により「準半壊」以上の判定を受けた世帯に対し、当該住宅の基本部分（屋根、柱、基礎、壁、床など）、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など日常生活に必要不可欠な最小限度の部分について、その応急修理費用の一部を支援します。（申込者が選定した業者に市が修理を依頼し、修理費用を市が直接業者に支払います。）

▼対象者

被災した住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯で、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※「全壊」の場合でも、応急修理をすることで、居住可能となる場合は、対象となります。

▼申請方法

り災証明書、修理の見積書を持参のうえ、大矢野庁舎1階ロビー、松島庁舎2階都市整備課にて申請できます。

▼留意事項

・修理業者に修理費用を支払っている場合、この制度を利用できません。

・修理前、修理中、修理後の写真が必要となりますので、必ず状況写真の撮影をお願いします。

▼修理費用の限度額（1世帯あたりの限度額）

・半壊以上 757,000円以内（消費税込み）

・準半壊 367,000円以内（消費税込み）

制度の詳細は、市ホームページをご確認ください。市ホームページ

▼問い合わせ先 都市整備課都市計画係

☎0969（28）3366



住民票等証明書交付手数料の免除について

今回の地震により被災された方を対象に、生活再建等に必要な各種証明書等の交付手数料を免除します。

▼対象となる証明書等

・住民票の写し・住民票記載事項証明書・戸籍の附票の写し

・印鑑登録証明書・印鑑再登録手数料 等

▼対象者

地震に関連し、生活再建のため公的機関（国または地方公共団体）への手続きや損害保険請求等に証明書を使用される方

▼手続き方法

り災証明書または被災証明書を提示のうえ、申請書に提出先および目的を記入してください。

▼注意事項

・既に有料で取得した証明書手数料の返金はできません。

・コンビニ交付サービスでは、交付手数料は免除されません。

▼問い合わせ先 市民課市民係

☎0969（28）3367

パスポート発給手数料の減免について

▼対象

り災証明書が「半壊」以上の方

▼申請方法

窓口での紙申請のみ

▼注意事項

既にパスポートを申請中の方、オンライン申請は対象外です。

▼問い合わせ先 市民課市民係

☎0969（28）3367

災害見舞金の支給について（要り災証明書）

今回の地震により被災した世帯に対し、災害見舞金を支給します。

▼被災対象

当該世帯が常時居住している住家（物置、倉庫、店舗、事務所等の建物は除きます）

▼支給対象者

本市に住所を有する世帯の世帯主

▼支給の種別および見舞金の額

住家の被害の程度	1世帯当たりの見舞金の額
全壊	60,000 円
大規模半壊・中規模半壊・半壊	40,000 円
床上浸水・準半壊	30,000 円
一部損壊 (がけ崩れによるものに限る)	

※住家が借家の場合は、支給額は、2分の1の額となります。

▼申請方法

り災証明書を持参のうえ、以下の各庁舎および支所で申請してください。

- ・大矢野庁舎大矢野窓口センター ・松島庁舎 福祉課
- ・姫戸統括支所 ・龍ヶ岳統括支所

▼必要書類

- 1 災害見舞金支給に係る請求書兼口座振込申出書※各窓口
に設置しています。
- 2 り災証明書の写し
- 3 振込口座が確認できるもの（世帯主義義）

▼申請期間

令和8年10月30日（金）まで

▼問い合わせ先 福祉課福祉政策室

☎0969（28）3381



市ホームページ

災害援護資金（貸付）について

今回の地震により被害を受けた方に対し、生活の立て直しに必要となる資金の貸し付けを行います。所得要件があり、下記の所得制限以下の方が対象となります。

▼貸付上限額 150 万円～ 350 万円

損害の状況	貸付上限額	
	右記以外	世帯主が 1 か月以上の負傷者
①家財 1/3 以上の損害	150 万円	250 万円
②住居半壊	170 万円 (250 万円)	270 万円 (350 万円)
③住居全壊	250 万円 (350 万円)	350 万円
④住居全体が滅失・流失	350 万円	350 万円

※住居を建て直す時、残存部分を取り壊す必要がある時は

() 内の金額となります。

▼所得制限 下記の所得額以下が対象となります。

世帯人数	住民税における前年の総所得額（世帯合計）
1 人	220 万円
2 人	430 万円
3 人	620 万円
4 人	730 万円
5 人以上	1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加算

※住居が滅失した場合は、上記に関わらず 1,270 万円となります。

▼利率 保証人ありの場合 無利子

保証人なしの場合 年利 1%

▼据置期間 3 年（特別の場合は 5 年）

▼償還期間 10 年（据置期間を含む）

▼償還方法 月賦、半年賦、年賦

※申し込みに必要なものは申し込み内容によって異なります。

▼問い合わせ先 福祉課生活支援係

☎ 0969（28）3374

被災者生活再建支援金について（要り災証明書）

今回の地震により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給します。

▼対象となる世帯

令和8年熊本地震によりり災証明書が発行されている世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯

- ・居住する住宅が全壊した世帯（全壊世帯）
- ・居住する住宅が大規模半壊した世帯（大規模半壊世帯）
- ・居住する住宅が中規模半壊した世帯（中規模半壊世帯）
- ・居住する住宅が半壊した世帯のうち、やむを得ず住宅を解体した世帯（半壊解体世帯）

※解体は必ず全部解体であることが条件です。一部解体は対象外となります。

※被災日にアパートや借家に居住していた方も対象です。

▼支援金の支給額

(1) 基礎支援金（最大100万円）

住宅の被害程度に応じて支給する支援金

(2) 加算支援金（最大200万円）

住宅の再建方法に応じて支給する支援金

▼申請期限

(1) 基礎支援金 令和9年8月27日（金）まで

(2) 加算支援金 令和11年8月27日（月）まで

▼必要書類

り災証明書、住民票（マイナンバー記載により省略可）、預金通帳の写し

(1) 基礎支援金 閉鎖事項証明書（法務局発行）※解体世帯のみ

(2) 加算支援金 建設、購入、補修、賃借に係る契約書（被災世帯主もしくは同一世帯員が契約者となっているもの。共同契約可）

▼ご注意・お願い

・解体の「やむを得ない理由」に該当するかどうかは、個別に審査される場合があります。

・ご不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

▼申請受付窓口・問い合わせ先

福祉課福祉政策室 ☎0969（28）3381



市
ホームページ

賃貸型応急（みなし仮設）住宅の供与について

今回の地震により住宅に甚大な被害を受けた皆さまに、賃貸型応急住宅を提供する事業を実施しています。住宅の申し込みを検討される方は、都市整備課へご相談ください。

▼対象者

被災した住宅が「半壊」以上の被害を受けた世帯で、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方。

応急修理制度を利用する方で、住宅が「半壊」以上の被害を受け、修理期間が1か月を超えることが見込まれる人。

▼相談受付時間

平日 9時～17時

▼相談・問い合わせ先 都市整備課都市計画係

☎ 0969 (28) 3366

セーフティネット保証4号の認定について

今回の地震により売り上げが減少した中小企業・個人事業主を支援するため、セーフティネット保証4号の認定を行います。

▼セーフティネット保証4号とは

中小企業信用保険法第2条第5項の規定により、突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するためのセーフティネット保証制度の認定業務を行っています。認定を受けることで一般保証とは別枠の信用保証協会の保証（保証割合100%）を利用することが可能となります。

▼指定期間

令和8年8月5日（水）～令和8年11月4日（水）

※セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間をいいます。

指定期間内に市区町村に認定申請を行った場合には、認定書の発行および金融機関または信用保証協会へのセーフティネット保証の申込みが指定期間後であった場合でも、セーフティネット保証の対象となります。

▼対象者

本市で事業を行っている事業者のうち、以下のいずれかの要件を満たすことについて、市長の認定を受けた中小企業者。法人の場合は、登記上の住所地または事業実態のある事業所の所在地、個人事業主の方は、事業実態のある事業所の所在地が上天草市にあること。

【要件1】

最近1か月間の売上高または販売数量（建設業にあっては、完成工事高または受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期と比較して20%減少することが見込まれること。

導入等などの事業者であって、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有していない場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生した以後3か月間の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。

【要件2】

事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備導入等などの事業者であって、指定を受けた災害等の発生する前に売上高等を有している場合、原則として最近1か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の月平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が災害等の発生する直前の3か月間の売上高と比較して20%以上減少することが見込まれること。

【要件3】

事業開始後1年1か月を経過していない、あるいは前年等以降、店舗や工場、支店の増加、新たな事業の開始、新規設備

▼留意事項

- ・当該認定が信用保証を確約するものではありません。
- ・本認定とは別に各金融機関および信用保証協会による金融上の審査があります。

各金融機関や熊本県信用保証協会との事前のご相談をお勧めします。

・書類不備、その他条件により、認定が認められない場合があります。

詳細は上天草市のホームページまたは中小企業庁のホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先 観光おもてなし課産業振興係

☎ 0964 (26) 5531



市ホームページ



中小企業庁ホームページ

後期高齢者医療保険料および 国民年金保険料の減免等について

住宅などについて災害による損害を受けた場合、後期高齢者医療保険料および国民年金保険料の減免等の対象になる場合があります。詳しくは、健康づくり推進課国保事業係までお尋ねください。

▼問い合わせ先 健康づくり推進課国保事業係

☎ 0969 (28) 3375

介護保険料および介護保険サービス費の減免 （要り災証明書）

住宅などに著しい被害を受けた場合、介護保険料または介護サービス費の減免の対象となる場合があります。

▼対象者

介護保険料：中規模半壊以上の被害を受けた介護保険被保険者
介護サービス費：半壊以上の被害を受けた要介護者等

※介護サービス費の申請期限は、災害を受けた日から3か月以内です。

▼問い合わせ先 高齢者ふれあい課保険給付管理係

☎ 0969 (28) 3360